

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成30年4月1日作成)

処 分 名		使用の承認
根拠法令(例規)及び条項		ピパオイの里プラザ条例第8条第1項
法令(例規)番号		平成2年3月29日条例第12号
関係条項		ピパオイの里プラザ条例第7条 ピパオイの里プラザ条例施行規則第2条
所管課係名		経済観光課商工労働係
審査基準	基準	(承認するもの) 1 設置目的の範囲で使用するもの 2 同条例第7条第1項の規定により使用するもの 3 直接又は間接に市の事業等の便益目的で使用するもの 4 国、他の地方公共団体その他の公共団体で公用又は公共用に使用するもの 5 公の学術調査、公の施策等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる講演会研究会等に使用するもの (承認しないもの) 1 同条例第8条第2項に規定の場合 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員の利益になると認められる行事に使用するもの 3 その他指定管理者が適当と認め難いもの
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		1日～2日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		ピパオイの里プラザ条例第 9 条第 1 項
法令(例規)番号		平成 2 年 3 月 29 日条例第 12 号
関 係 条 項		ピパオイの里プラザ条例施行規則第 4 条第 1 項
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	1 同条例施行規則第 4 条第 1 項に規定するものについて免除する。 2 「その他市長が特に認めたとき」とは、例えば、次のものをいう。 (1) 国他地方公共団体、その他の公共団体で公用又は公共目的で使用するもの (2) 公の学術調査、公の施策等の普及宣伝、その他公共目的のために行われる講演会研究会等に使用するもの
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日～2 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		物品販売等の承認
根拠法令(例規)及び条項		ピパオイの里プラザ条例第 16 条
法令(例規)番号		平成 2 年 3 月 29 日条例第 12 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	(許可するもの) 1 ピパオイの里プラザの事業として利用者等が行う物品の販売、寄附の募集等であるもの 2 寄附の募集については、公益性があるもの 3 その他市長が適当と認めるもの (許可しないもの) 1 公益を害し、またはピパオイの里プラザの秩序を乱すおそれがあるもの 2 ピパオイの里プラザの利用者に著しく迷惑を及ぼすことが明らかなもの 3 その他ピパオイの里プラザの設置目的に照らし不相当と認められるもの
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		1 日～2 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		使用の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市まちなか交流広場条例第 7 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 21 年条例第 34 号
関 係 条 項		美唄市まちなか交流広場条例施行規則第 2 条
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	(承認するもの) 1 設置目的の範囲で使用するもの 2 直接又は間接に市の事業等の便益目的で使用するもの 3 国、他の地方公共団体その他の公共団体で公用又は公共用に使用するもの (承認しないもの) 1 同条例第 8 条に規定の場合 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員の利益になると認められる行事に使用するもの 3 その他指定管理者が適当と認め難いもの
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1～2 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別設備等の設置
根拠法令(例規)及び条項		美唄市まちなか交流広場条例第 15 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 21 年条例第 34 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ☒ ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1～2 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	使用料の還付
根拠法令(例規)及び条項	美唄市まちなか交流広場条例施行規則第 6 条第 2 項
法令(例規)番号	平成 21 年条例第 34 号
関 係 条 項	美唄市まちなか交流広場条例第 12 条
所 管 課 係 名	経済観光課商工労働係
審 査 基 準	【美唄市まちなか交流広場条例施行規則】 (使用料の還付) 第 6 条 条例第 12 条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。 (1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったとき。 使用料の全額 (2) 条例第 9 条第 1 項第 3 号の規定により使用承認を取り消したとき。 使用料の全額 (3) 使用日の前日までに使用の変更又は取消しを申し出て市長が相当の理由があると認めたとき。 ア 使用日の 3 月前まで 使用料の全額 イ 使用日の 1 月前まで 使用料の 5 割 ウ 使用日の前日まで 使用料の 3 割 2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、まちなか交流広場(多目的広場)使用料還付申請書(別記様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。
	☒：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	1～2 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市まちなか交流広場条例施行規則第 5 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 21 年条例第 34 号
関 係 条 項		美唄市まちなか交流広場条例第 12 条
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ☒ ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1～2 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		指定の申請等
根拠法令(例規)及び条項		美唄市産業振興条例施行規則第 9 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 16 年規則第 13 号
関 係 条 項		美唄市産業振興条例第 3 条第 2 項及び第 4 条第 1 項
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	【美唄市産業振興条例】 (助成の措置) 第 4 条 市は、指定事業者に対し、次の各号に掲げる地域区分により、新設等をした場合、当該各号に定める補助金を交付する。ただし、公益社団法人又は公益財団法人は、この限りでない。 (1) 空知団地及び東明工業団地 新設に係る投資額、工場等用地取得額、雇用者及び工業用水使用料に対する助成 別表第 1 (2) 空知団地及び東明工業団地以外の地域 新設に係る投資額、工場等用地取得額及び雇用者に対する助成 別表第 2 (3) 市内全域 工場等の増設又はリサイクル設備若しくは新エネルギー装置の導入に係る投資額、雇用者又は工業用水使用料に対する助成 別表第 3
	審査基準未設定理由	☒：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		事業計画の変更
根拠法令(例規)及び条項		美唄市産業振興条例施行規則第 10 条
法令(例規)番号		平成 16 年規則第 13 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ☒ ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		補助金の交付及び課税の免除等の申請
根拠法令(例規)及び条項		美唄市産業振興条例施行規則第 13 条第 1 項及び第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 16 年規則第 13 号
関 係 条 項		美唄市産業振興条例第 6 条
所 管 課 係 名		経済観光課商工労働係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ☒ ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		30 日
備 考		